

入学・編入学について

本校に入学・編入学を希望する者は、保護者が編入学願書を校長に提出してください。原則として以下の条件を満たし、本校実施の入学・編入学審査に合格した児童生徒の入学・編入学を認めます。

1 入学・編入学の条件

- (1) 児童生徒本人が日本国籍（二重国籍を含む）保持者であること。
ただし、下記に定める国籍条項（※）を満たした場合にはこの限りでない。
- (2) 保護者が児童生徒とともにベトナムハノイ市内に居住していること。
- (3) 授業料等の必要経費を納入できること。
- (4) 日本語による授業をうけることに支障のないこと。
- (5) 指導者の指示を理解し参加できること。
- (6) 個別の問いかけや助言を聞き入れ前向きに活動しようとする姿勢があること。
- (7) その他特別な事由により、校長及び学校理事会が承認した場合にはその限りではない。

※国籍条項

以下の条件をすべて満たす場合には、日本国籍（二重国籍を含む）保持者でなくても入学を許可する。また入学後、以下の条件に満たないと分かった場合には、退学を命ずることもある。

- ①日本の学校または在外教育施設で、日本語での幼小中の教育課程を通算2年以上経験している。
- ②ハノイ日本人学校が実施する入学審査に合格する。
- ③保護者は日本人学校の運営・活動方針またPTA活動を理解し協力できる。
- ④保護者のどちらかは日本語を理解でき常に学校と連絡できる手段を確保している。
- ⑤入学金を日本国籍保持者より US\$ 200 多く支払うことに同意する。
- ⑥外国籍の児童生徒数は、全生徒数の5%以下までとする。

2 特別な支援を要する子女の受け入れについて

本校は特別支援学級を設置していません。特別な配慮を要する子女（身辺自立に支援が必要な子女、医療行為が必要な子女等）については、必ず事前に相談してください。面接及び入学検査を実施し、校長及び学校理事会が受入の判断を行います。面接及び入学検査の結果、受入が認められない場合もあります。また、通常の編入学（入学）子女についても、編入（入学）後、校長が必要と判断した場合は、専門医・専門機関への受診等を依頼する場合があります。